

泉崎村

こども計画

〔令和7年度～令和11年度〕



令和7年3月

泉崎村

1 計画策定の背景

国では令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を決定し、少子化対策をさらに積極的に推進するため、次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに対する取組・政策をわが国社会のまんなかに位置づけて（「こどもまんなか社会」）、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。そして、令和5年6月にこども家庭庁が発足し、同年12月にこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

泉崎村の次世代を担うこどもたちが健やかにのびのびと育っていくために、全てのこども、全ての子育ての段階に応じた子育て支援の総合的な取組を推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条で規定されている自治体こども計画に位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（令和6年6月改正）に基づくこどもの貧困解消対策推進計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づくこども・若者計画を内包した、こども施策の総合的な計画と位置づけます。

また、本計画は村の総合振興計画の下に推進するものであり、本計画の策定及び実施にあたっては、計画内容の点検・見直しを行いながら、子育て支援、学校教育、社会福祉等の関連分野の施策との調和を図ります。

本計画の位置づけ

第6次 泉崎村総合振興計画 (令和6～15年度)

泉崎村こども計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困解消対策計画
- こども・若者計画



3 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。定期的に点検をしながら推進します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画 (子ども・子育て支援事業計画、こども・若者育成支援推進計画、 次世代育成支援行動計画、こどもの貧困解消対策推進計画)				

4 基本理念

村では、泉崎村に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって心豊かな人生を送り、保護者が「親としての自覚」をもちながら愛情のある子育てができるよう支援していきます。さらに、村民をはじめ地域社会、事業者、行政など多様な主体が連携し、協働することで、こどもと大人がともに育ちあい、こどもの笑顔をみんなで応援する村をめざして、取組を進めていきます。

本計画においては、次の基本理念を基に、各種施策に取り組んでいきます。

ひとり一人のこどもの育ちと幸せを
地域ぐるみで応援する泉崎村

5 基本目標

基本理念の実現を目指して、本計画では事業領域ごとに下記の3つを基本目標として施策を推進します。

基本目標1 ▶ こども育成支援の充実

地域全体でこども・若者の権利に関する認識を深め、こども・若者が健やかに成長できるよう、保健及び教育環境についてこどもの成長段階に寄り添い支援する体制を拡充するとともに、こどもたちの体験による学びを支援し、こどもが安心できる居場所づくりを進めます。

基本目標2 ▶ 地域ぐるみで子育てを支える体制の充実

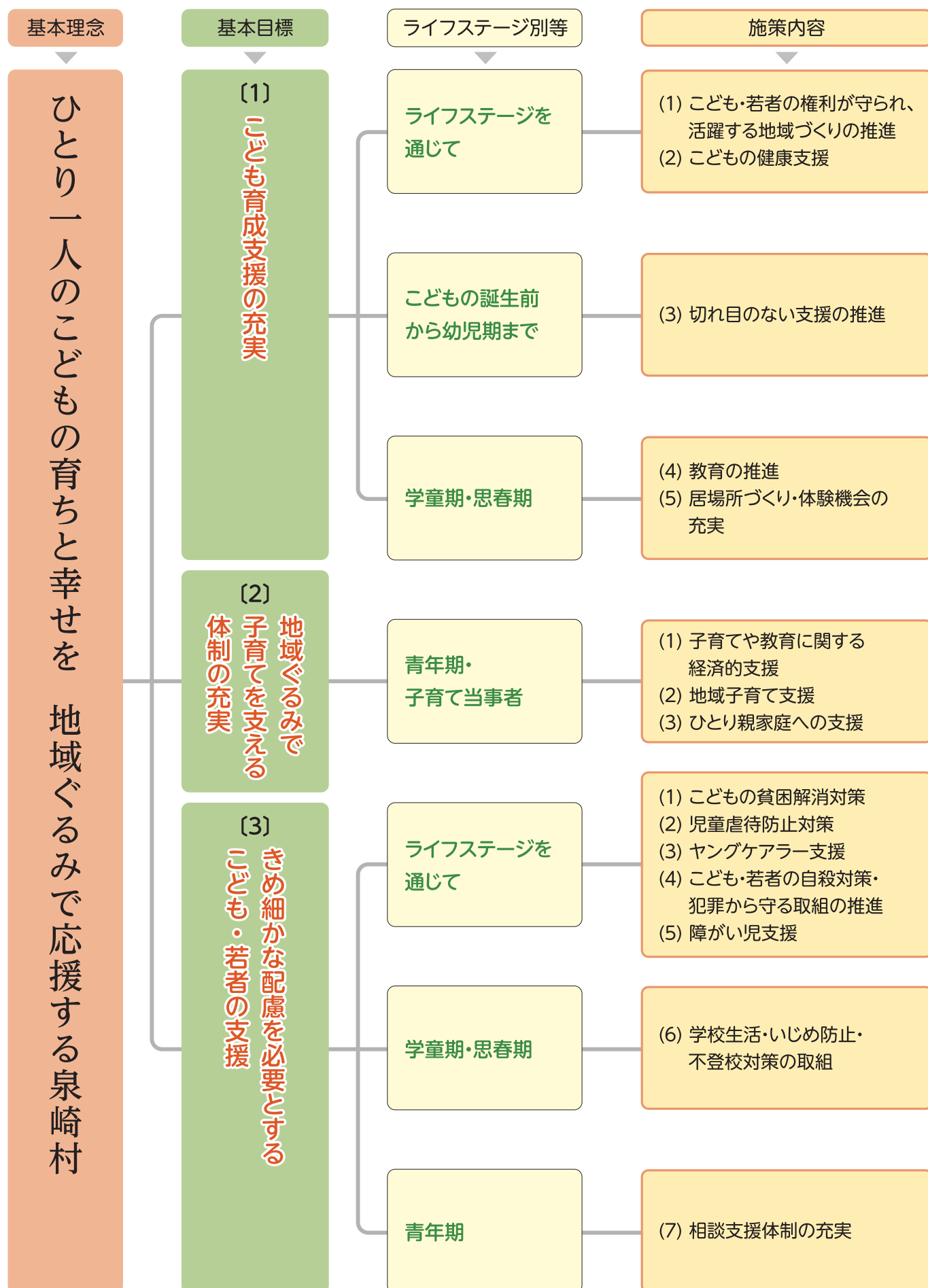
妊娠・出産・子育てのそれぞれの段階を安心して過ごせるよう、妊娠早期から寄り添い、親子の健康づくりを支援する成育環境の充実を図ります。

また、家庭での子育てを安全・安心に過ごせる環境づくりや、仕事と子育ての両立に向けた支援を推進します。

基本目標3 ▶ きめ細かな配慮を必要とするこども・若者の支援

障がい、疾病、虐待、家族の状況などにより支援の必要があるこどもとその家族や、学校生活や社会生活で困難を抱えているこどもが地域で孤立しないように、支援体制の充実を図ります。

6 施策体系



7 基本計画

基本目標1 ▶ こども育成支援の充実

(1) こども・若者の権利が守られ、 活躍する地域づくりの推進

■ 具体的な取組

事業名	担当課
こども・若者の権利についての周知・啓発	教育委員会
子ども議会の開催	教育委員会
相談できる場所の開設	教育委員会

(2) こどもの健康支援

■ 具体的な取組

事業名	担当課
こどもの健康支援の推進	こども支援課 教育委員会
給食センター管理栄養士の指導	教育委員会
新設給食センターとの交流事業	教育委員会
食育の推進	保健福祉課
思春期保健の推進	こども支援課

(3) 切れ目のない支援の推進

■ 具体的な取組

① 経済的支援

事業名	担当課
妊産婦健康診査	こども支援課
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	こども支援課
妊婦にやさしい遠方出産支援助成事業	こども支援課
不妊治療費助成事業	こども支援課
未熟児養育医療給付	こども支援課
新生児聴覚検査	こども支援課
こども医療費助成	こども支援課
妊婦のための支援給付事業	こども支援課
児童手当	こども支援課
1か月児健康診査支援事業	こども支援課

② 相談体制

事業名	担当課
こども家庭センター	こども支援課
乳幼児発達相談会（4町村合同）	こども支援課
医療的ケア児支援事業	保健福祉課 こども支援課
妊産婦訪問指導	こども支援課

③ 妊娠・出産・子育て期の支援

事業名	担当課
母子健康手帳の交付	こども支援課
母子手帳アプリ（母子モ）	こども支援課
こども医療費助成【再掲※】	こども支援課
低出生体重児の届け出	こども支援課
乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業	こども支援課
乳幼児健康診査	こども支援課
乳幼児家庭訪問	こども支援課
予防接種事業	保健福祉課
口腔の健康管理	こども支援課
産後ケア事業	こども支援課
養育支援訪問事業	こども支援課
育児支援事業	こども支援課
なかよしクラブ	こども支援課
すくすく教室（4町村合同）	こども支援課

※ 表内で出現する【再掲】は、当該事業より前の事業において既に掲載されている内容を、再度掲載することを示すものです。



④地域医療の充実

事業名	担当課
救急医療の充実	保健福祉課
休日当番医の情報提供	保健福祉課
心の相談	保健福祉課 こども支援課

(4)教育の推進

■具体的な取組

事業名	担当課
アプローチカリキュラムの実践	幼稚園
架け橋プログラムの実践	幼稚園
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	こども支援課
保育所・幼稚園相互連携	幼稚園 保育所

(5)居場所づくり・体験機会の充実

■具体的な取組

事業名	担当課
放課後児童クラブ	児童館
ALT講師による英語であそぼう開催	幼稚園
村立図書館の活用	生涯学習係
体験活動の充実	幼稚園 公民館 教育委員会
不登校児童生徒の居場所の整備	教育委員会
ユースプレイス自立支援事業	保健福祉課 こども支援課



基本目標2 ▶ 地域ぐるみで子育てを支える体制の充実

(1)子育てや教育に関する経済的支援

■具体的な取組

事業名	担当課
幼児教育・保育の無償化	こども支援課
給食費無料	教育委員会
家庭保育支援事業	こども支援課
出産祝金贈呈事業	こども支援課
新入園・新入学祝品贈呈事業	教育委員会
英語・数学・漢字検定料助成事業	教育委員会
中学校放課後学習支援事業	教育委員会
要保護・準要保護児童生徒就学援助	教育委員会
特別支援教育就学奨励	教育委員会
育英基金	教育委員会
結婚新生活支援事業	こども支援課

(2)地域子育て支援

■具体的な取組

事業名	担当課
ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援事業）	こども支援課
病児保育事業	こども支援課

(3)ひとり親家庭への支援

■具体的な取組

事業名	担当課
児童扶養手当	こども支援課
ひとり親家庭医療費助成	こども支援課
JR通勤定期（鉄道）割引制度	こども支援課

基本目標3 ▶ きめ細かな配慮を必要とするこども・若者の支援

(1) こどもの貧困解消対策

■ 具体的な取組

事業名	担当課
学習支援・生活支援の推進	教育委員会
保護者の就労支援	産業経済課

(2) 児童虐待防止対策

■ 具体的な取組

事業名	担当課
こども家庭センター【再掲】	こども支援課
要保護児童対策地域協議会	こども支援課
児童虐待の早期発見と早期対応の推進	こども支援課

(3) ヤングケアラー支援

■ 具体的な取組

事業名	担当課
ヤングケアラーの相談支援	こども支援課
ヤングケアラーの実態調査と対応	こども支援課

(4) こども・若者の自殺対策・ 犯罪から守る取組の推進

■ 具体的な取組

事業名	担当課
心の相談【再掲】	保健福祉課 こども支援課
若年の自殺予防の啓発	保健福祉課 教育委員会
インターネット対策の推進	教育委員会
見守り隊・スクラム応援隊の活動	教育委員会

(5) 障がい児支援

■ 具体的な取組

事業名	担当課
乳幼児発達相談会（4町村合同）【再掲】	こども支援課
すくすく教室（4町村合同）【再掲】	こども支援課
児童発達支援	保健福祉課 こども支援課
放課後等デイサービス	保健福祉課 こども支援課
障がい児相談支援	保健福祉課 こども支援課
就学前障がい児の発達支援無償化	保健福祉課 こども支援課
特別児童扶養手当	保健福祉課
障がい児福祉手当	保健福祉課 こども支援課
自立支援医療（育成医療）の助成	保健福祉課 こども支援課
補装具費の支給	保健福祉課 こども支援課
難聴児補聴器購入費等助成事業	こども支援課
地域生活支援事業	保健福祉課 こども支援課

(6) 学校生活・いじめ防止・ 不登校対策の取組

■ 具体的な取組

事業名	担当課
教育カウンセリング事業の充実	教育委員会
いじめ等防止対策委員会の開催	教育委員会
心の相談【再掲】	保健福祉課 こども支援課

(7) 相談支援体制の充実

■ 具体的な取組

事業名	担当課
こども家庭センター【再掲】	こども支援課
ユースプレイス自立支援事業【再掲】	保健福祉課 こども支援課





泉 崎 村

泉崎村こども計画

概要版

〔令和7年度～令和11年度〕

発行日／令和7年3月 発行／泉崎村 編集／教育委員会教育課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地 電話 0248-53-1533(直通)